

令和4年2月1日
障 害 福 祉 部
障 害 保 健 福 祉 課

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用した
人工呼吸器等を使用している医療的ケア児へのポータブル電源等の配布について

1. 主旨

区では、ふるさと納税を活用して「医療的ケア児ときょうだいにキャンプを贈ろう」や「医療的ケア児のための災害時の“つながり”をつくりたい」など、医療的ケア児と家族に対する支援事業に取り組んできており、令和3年4月に、これまでいただいた寄附金等をもとに「世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金」を創設した。基金の使途として、令和4年度には、医療的ケア児等を対象とする支援事業を新たに始める事業者への支援を開始予定である。

一方、令和3年度から団体補助を開始した「医療的ケア児のための災害時の“つながり”をつくりたい」の取り組みについては、2団体（通所施設2か所）の電源確保等への補助となっていて、医療的ケア児を育てる世帯の災害時の安心に向けた取り組みを、さらに強化する必要がある。

このため、当該基金条例に基づく事業として、これまでの団体補助に加え、人工呼吸器等を使用している医療的ケア児を対象として、ポータブル電源と小型ソーラーパネル等のセット（以下「ポータブル電源等」という）を個別配布する取り組みを、令和4年度に実施する。

2. ポータブル電源等の配布について（概要）

- (1) 対象：人工呼吸器等の電気を必要とする医療機器を在宅で使用している医療的ケア児
- (2) 実施方法：オンライン手続きにより申出のあった医療的ケア児（保護者による申請）に、ポータブル電源等を個別配布する。なお、ポータブル電源等を既に所持している方には、自家用車等から医療機器に充電を行うためのインバーター装置（DC/AC インバーター）を配布する。（いずれも自己負担なし）
- (3) 配布する物品のイメージ



ポータブル電源



小型ソーラーパネル



インバーター装置

＊ポータブル電源の耐用年数等について

リチウムイオン電池を使ったポータブル電源は、一般に、耐用年数6年、充電回数（サイクル）500回以上とされている。使用状況や保管状態にもよるが、概ね6～10年で買い替え時期となることについて対象者に丁寧に案内し、災害時に使えないことのないよう留意いただく。

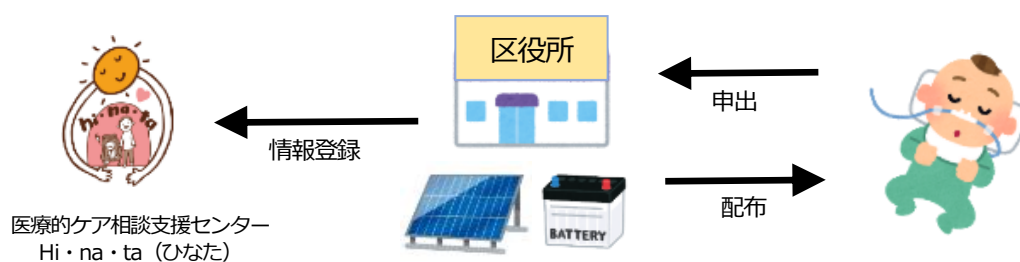
(4) 対象児数の考え方

- ・今年度実施した医療的ケア児の保護者調査（回答数99件）では、人工呼吸器を必要としている医療的ケア児は37%、吸引を必要としている医療的ケア児は64%であった。（複数回答式）
- ・人工呼吸器使用者は、呼吸器機能の状況から吸引器使用者に含まれると考えられるため、区が把握している医療的ケア児数180人のうち6割（108人）を、電源確保が必要な対象児数と推計する。
- ・また、電源確保状況に関する質問に対して、24時間以上の備えがあるとの回答は19%であった。この回答結果を踏まえ、108人の2割（21人）がインバーター装置、8割（87人）がポータブル電源を必要としていると推計する。

3. 災害時の“つながり”づくりについて

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金では、「災害時のつながり」を取り組みテーマの1つとしていることから、今回の取り組みに申出のあった医療的ケア児等の情報について、区委託事業である「医療的ケア相談支援センターHi・na・ta（ひなた）」へ登録するための同意を確認する。

なお、ポータブル電源等を実際の災害時に活用できるよう、配布から概ね6か月後にアンケートを送付し、使用想定の確認や定期的な充電の促しなどを行う。



4. その他

(1) 転入者等の対応について

本事業は、対象者からの申請時期を令和4年5月頃の予定としているが、医療的ケア児を育てる世帯の世田谷区内への転入等は少数だが随時ある。こうした転入者等へのポータブル電源等の配布については、予算の執行や基金の状況を踏まえ対応する。

(2) 医療的ケア者について

医療的ケア児については保護者調査（アンケート）を今年度実施したが、医療的ケア児が成長して18歳を超えた「医療的ケア者」に対してポータブル電源等の配布を行う場合

には、在宅で暮らしている人数や生活状況、電源の備え等について把握が必要となる。医療的ケア者への対応については、世田谷区医療的ケア連絡協議会からご意見をいただきながら、今後検討する。

5. 令和4年度予算案：10,263千円

内訳：ポータブル電源等（小型ソーラーパネル等セット）

単価 110 千円×108 人の 8 割で 87 人=9,570 千円

インバーター装置 単価 33 千円×108 人の 2 割で 21 人=693 千円

*単価は、他自治体の給付事業等を参考

財源：世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金

6. 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月	対象者や関係者へ周知
5月	対象者からの申請
6月	入札・物品購入
8月～9月	配布

【参考1】

1 世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金の状況

令和3年度3次補正予算（医療的ケア児の笑顔を支える基金積立金）：19,294千円

令和3年4月～12月の寄附額合計：12,334千円

2 世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例（抜粋）

（設置の目的）

第1条 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等（以下「医療的ケア児」という。）及びその保護者等の支援に関する事業等を推進し、医療的ケア児の笑顔を支えるため、世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金（以下「基金」という。）を設置する。

【参考2】 医療的ケア児によるポータブル電源等の使用イメージ

